

<慢性期及び精神科医療機関の職員等向け> 令和5年度エッセンシャルワーカー定期PCR検査 Q&A集

| 番号 | 分類   | 質問  | 回答   |
|----|------|---|--|
| 1  | 対象者  | 入院患者と接するとは？                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「入院患者と接する」とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。</li> <li>・事務職等であっても、同施設内で勤務される場合は、入院患者と接する可能性があると考えられることから、対象となります。</li> <li>・ただし、入院患者がいる建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に入院患者に会う可能性が全くない場合は対象となりません。(法人本部の職員等、入院患者と直接接しない方等)</li> </ul> |
| 2  | 対象者  | 委託業者や派遣職員も対象となりますか？                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業者や派遣職員も、常時又は定期的に従事される方は対象となります。</li> </ul>  |
| 3  | 対象者  | 複数の施設等で勤務している職員はどちらで検査を受けたらよいですか？             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者施設など、複数の施設等で勤務されている職員の方は、重複して検査を受けることはできません。</li> <li>・主に勤務されている事業所(一か所)においてのみ申請の職員数に含めていただき、検査を受けてください。</li> </ul>   |
| 4  | 対象者  | 併設する他施設の看護師等が、兼務している場合は対象となりますか？              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・兼務であっても、当該医療機関の職員として従事される場合は対象となります。</li> </ul>  |
| 5  | 対象者  | 検査対象職員リストとはどのようなものですか？                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・検査を迅速にかつ正確に行うため、検査対象職員のリストを準備していただく必要があります。</li> <li>・リストの内容は、①氏名、②年齢・生年月日、③性別、④連絡先電話番号(携帯)となります。</li> <li>・リストは施設等にて保管していただき、検体提出時に、検体容器に添付するラベル番号と、職員の紐づけを施設等において行っていただきます。</li> </ul>   |
| 6  | 対象者  | 以前に陽性となった職員も検査を受けることはできますか？                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去3か月以内に陽性となった方は、本検査の対象外としております。</li> <li>・過去に陽性となった場合、療養期間が終了し、制限が解除された段階で感染性は失われたと判断されております。PCR検査の性質上、残ったウイルスの遺伝子に反応し、制限解除後しばらくの間、陽性の結果が出る場合があるため、対象外としております。</li> </ul>   |
| 7  | 対象者  | ワクチン接種後にPCR検査を受けても構いませんか？                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチンを接種したことで、PCR検査が陽性となることはありませんので、本検査を受けていただくことは構いません。</li> </ul>   |
| 8  | 検査内容 | 期間や回数はどうに変わる可能性がありますか？                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定された期間において、職員一人当たり2週間に1回程度を目安としていますが、流行状況に応じて一定の期間に集中して実施する場合も想定されます。</li> <li>・また、検査を希望する施設数に応じて、予算の範囲内において検査回数を増やす場合も想定されます。</li> <li>・計画を変更する場合は、事前にお知らせいたします。</li> </ul>  |
| 9  | 検査内容 | 症状があるときに検査をしたいのですが、症状が無いときに、定期的に検査をするのはなぜですか？ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・症状があるときには、業務はお休みいただき、適切な医療機関を受診してください。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症は、感染初期で無症状であっても感染力があることが示されております。本検査は、無症状であっても検査を定期的に実施することで、早期に陽性者を発見し、クラスター発生を未然に防止することを目的としています。</li> </ul>  |
| 10 | 検査内容 | 指定された検査実施のタイミングを変更することはできますか？                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・検査スケジュールで示された検査日で、どうしても都合が付かない場合があれば、前もってご連絡ください。</li> </ul>   |
| 11 | 申請   | 一部の職員のみを検査対象として申請することはできますか？                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・この検査は、施設等での感染拡大を未然に防ぐことを目的として実施するもので、趣旨をご理解いただいた上で、職員全員の検査が望ましいと考えます。</li> <li>・ただし、一部の職員が検査を希望されない(同意されない)場合は、それ以外の職員全員を対象として申請してください。</li> </ul>   |
| 12 | 申請   | 施設として申請しない場合でも、職員個人として申請はできますか？               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・この検査は、施設等での感染拡大を未然に防ぐことを目的として実施するものですので、医療機関単位で申請いただく必要があります。</li> <li>・希望される場合は、施設等においてご相談ください。</li> </ul>  |
| 13 | 申請   | 複数の機関がある場合、どのように申請したらよいですか？                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>(同一住所の場合)一つの申請で行ってください。この場合、検体採取容器の受取等もまとめて行っていただくこととなります。</li> <li>(別住所の場合)住所毎に別の申請を行ってください。そのうち同一の住所の事業所はまとめて申請してください。この場合、検体採取容器の受取等は申請毎に受け取っていただくこととなります。</li> </ul>  |
| 14 | 申請   | 申請時にメールアドレスは必須ですか？                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・メールアドレスは必須となります。</li> <li>・申請後の連絡等でもメールアドレスを利用しますので、検査事業を円滑に進めるため、ご協力をお願いいたします。</li> </ul>   |
| 15 | 申請   | なぜ、職員の同意が必要なのですか？                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・検査結果は取扱いを慎重にすべき重要な個人情報です。本来、個人に対してお伝えすべきではありますが、この検査は事業所での感染拡大を防ぐという目的で実施していますので、ご理解の上、県、市町村及び勤務する施設等の責任者において共有することに同意いただけますようお願いいたします。</li> </ul>   |

<慢性期及び精神科医療機関の職員等向け> 令和5年度エッセンシャルワーカー定期PCR検査 Q&A集

| 番号 | 分類   | 質問                                      | 回答  |
|----|------|---|---|
| 16 | 申請   | 陽性者情報は、どのように扱われますか？                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>県においては、通常の陽性者と同様に、対策に必要な範囲内で共有いたします。</li> <li>施設等においては、初動の対応が必要ですので、申請時に提出いただいた責任者にご連絡します。</li> <li>また、陽性疑いの結果が出た場合、必要に応じて当該医療機関で医師による問診をお願いします。</li> <li>いずれの場合も、個人が特定されるような公表を行うことはありません。</li> </ul>                               |
| 17 | 申請   | 同意書は提出する必要がありますか？                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>同意書の原本は施設等にて保管をお願いいたします。</li> <li>後日、必要に応じて提出いただくことがあります。</li> <li>入院患者で本人が記入できない場合は、代理人による記入をお願いします。</li> </ul>   |
| 18 | 申請   | 陽性時連絡責任者とは？                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>職員の結果が陽性となった場合、施設等での初動対応や状況の確認のために連絡を受けていただく責任者となります。</li> <li>職員の個人情報を取り扱うことになるため、責任が持てる方をご指定ください。</li> </ul>   |
| 19 | 申請   | 職員数、入院患者数は変更できますか？                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>変更があれば、直ちに検査支援班(pcrokinawa@pref.okinawa.lg.jp)までご連絡ください。</li> </ul>  |
| 20 | 検査方法 | 自分で唾液を採取することや、検体を集めたり、提出することは難しいのでしょうか？ | <ul style="list-style-type: none"> <li>唾液検体を採取する方法は、通常の検査でも行われている方法で、難しいものではありません。</li> <li>検体採取の方法、封入の方法、検体収集や提出時の留意点など、簡単なマニュアルをご提示する予定です。</li> <li>入院患者を対象とする場合で、唾液採取が難しい場合は、医療従事者による鼻咽頭拭い液の採取が必要になります。</li> </ul>   |
| 21 | 検査方法 | 検査日はいつになりますか？                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な検査日は、希望を取りまとめたのちに、検査機関と調整の上、決定してまいります。</li> <li>検査日が確定しましたら、申請いただいたメールアドレスへお知らせいたします。</li> </ul>   |
| 22 | 検査方法 | 検査を指定された日に、全職員同時に検体を採取しなければいけませんか？      | <ul style="list-style-type: none"> <li>職員全員が一齐に採取することが難しい場合でも、一部の職員は前日に採取し冷蔵保管してください。残りの職員は当日に採取して、全職員分をまとめて提出することは可能です。(どうしても提出の前々日の採取になる場合は、冷凍保存していただけます。)</li> <li>また、それでも採取が難しい場合は、複数の回収日程を設定することはできます。ご相談ください。</li> <li>採取及び提出方法の詳細、留意点などのマニュアルは別途ご連絡いたします。</li> </ul> |
| 23 | 検査方法 | 指定する回収時間に検体提出が間に合わなかった場合はどうなりますか？       | <ul style="list-style-type: none"> <li>検査回収が間に合わなかった場合、その回の検査はキャンセル扱いになってしまいます。次の回の検査に参加をお願いします。</li> <li>検体の回収をまとめて行うため、個別の対応が難しく、ご理解をお願いします。</li> <li>検査回収時間は必ず守っていただくようお願いします。</li> </ul>  |
| 24 | 検査方法 | 結果はどのように通知されるのですか？                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>結果は、検査機関からメールにて通知されます。</li> </ul>  |